

豊田市防犯設備整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、防犯カメラの設置に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラ装置であって、録画装置を備えるものをいう。
- (2) 公共の場所 道路、公園、広場、鉄道又は軌道の駅の自由通路等の不特定多数の者が自由に利用し、又は通行する場所をいう。
- (3) 防犯対象区域 防犯カメラの設置により、犯罪の予防をしようとする区域又は場所をいう。
- (4) 新設 防犯カメラを新たに設置することをいう。
- (5) 更新 防犯カメラが設置されている場所に、新しく防犯カメラを付け替えること又は防犯カメラの付属装置を取り替えることをいう。
- (6) 移設 既設の防犯カメラを取り外し、当該防犯カメラを別の場所に設置することをいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、市内において新たに防犯カメラを設置する者及び設置された防犯カメラを更新又は移設する者に対し、その設置費用の一部を補助することにより防犯カメラの設置の促進を図り、もって犯罪のない、市民が安全で安心して生活することのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 自治区
 - (2) 豊田市犯罪のないまちづくり条例（平成18年条例第80号）第6条第3項の規定に基づいて登録された自主防犯活動団体
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（「以下暴力団員」という。）が役員等になっている法人等
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、地域の防犯活動の一端を担う防犯カメラを設置するために必要な経費とする。ただし、次に掲げる費用を除く。

- (1) 維持又は管理に要する費用
- (2) 地代及び占用料

(3) その他市長が不相当と認める費用

- 2 前項の場合において、防犯カメラを設置している旨及び設置者の名称を表示するために看板、ステッカー等（以下「看板等」という。）を作成する場合の当該看板等の数は、一の申請につき5枚を限度とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、防犯カメラの新設に対しては、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額とし、更新又は移設に対しては、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同一年度内において、同一の補助対象者に対する補助金の額は80万円を限度とする。

- 3 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助の条件)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けるために、次に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置について、地域住民、団体の構成員その他関係者の同意を得ていること。
(2) 防犯対象区域の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨及び設置者の名称を表示すること。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、当該年度の1月末までに防犯設備整備費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置に要する費用に係る見積書（2者以上）
(2) 防犯カメラ機器の概要（カタログ等）
(3) 防犯カメラの設置場所及び設置している旨の表示場所が確認できる図面
(4) 防犯カメラを設置する場所の現況写真
(5) 更新又は移設を予定している機器の現況写真（更新又は移設の場合）
(6) 第7条第1号の規定に基づく同意が確認できる書類
(7) 豊田市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成25年条例第6号。以下「条例」という。）第4条に規定する設置運用基準
(8) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助金の新設に係る交付の申請は、同一年度内において1回を限度とする。ただし、更新及び移設の申請については、第6条第2項の限度の額を超えない範囲において申請できる。

(交付の決定及び通知)

第9条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、防犯設備整備費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 補助金の交付の決定をする場合において、市長は、補助金交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができる。

(遵守事項)

第10条 補助金の交付決定を受けて防犯カメラを設置する申請者（以下「設置者」とい

う。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置が地域の防犯活動の一端を担うよう、その撮影範囲に公共の場所を含めること。
 - (2) 防犯カメラを設置した年度から起算して5年度は、その利用を継続すること。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
 - (3) 画像データの保存期間は、防犯カメラの有用性に配慮した日数とすること。ただし、画像データを記録した日から起算して30日を超えないこと。
 - (4) 条例に基づき、防犯カメラの適正な設置及び運用を行うこと。
- (申請内容の変更)

第11条 設置者は、補助金の交付の決定通知を受けた後において第8条第1項の申請に係る内容を変更しようとするときは、直ちに防犯設備整備費補助金変更承認申請書(様式第3号。以下「変更承認申請書」という。)に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、適当と認めるときは、第9条第1項の規定による決定を変更することができる。

(変更決定通知)

第12条 市長は、前条第2項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、防犯設備整備費補助金変更決定通知書(様式第4号)により、設置者に通知しなければならない。

(実績報告)

第13条 設置者は、防犯カメラの設置が完了(廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。)したときは、完了等の日から起算して30日を経過した日又は交付を決定した日が属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、防犯設備整備費補助金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置に係る領収書の写し及びその他設置費用を支払ったことがわかるものの写し
- (2) 設置した防犯カメラ及び設置している旨の表示の現況写真
- (3) 設置した防犯カメラにより撮影された画像の一部又はその写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定及び交付)

第14条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防犯設備整備費補助金確定通知書(様式第6号)により設置者に通知した後に、当該額を交付するものとする。

2 設置者が補助金の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、防犯カメラの設置の完了等の前に補助金の全部又は一部を概算払又は前金払をすることができる。

(帳簿等の備付け)

第15条 設置者は、当該補助事業に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備保管し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。

(検査)

第16条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、設置者に必要な報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告に基づき、帳簿等関係書類及び物件、施設等を検査することができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第17条 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

(1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件に違反したとき。

(2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき。

(4) 第4条第2項各号のいずれかに該当したとき。

(5) 前条第1項の報告を拒否したとき又は同条第2項の検査に協力しなかったとき。

(6) その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
(旧要綱に基づいて設置された防犯カメラの利用継続期間)
 - 2 この要綱の施行の際現に失効前の豊田市防犯設備整備費補助金交付要綱（以下、旧要綱）に基づいて平成25年6月1日から令和2年3月31日までに設置された防犯カメラの利用継続期間については、旧要綱の規定に係りかわらず第10条第2号の規定を適用する。
(要綱の失効)
 - 3 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき交付申請がなされた補助金の交付に関しては、同日後も、なお効力を有する。
附 則
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この要綱による改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている様式は、この要綱による改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

豊田市長 様

〒 -

(申請者) 所在地 _____

団体名 _____

代表者名 _____

電話番号 () - _____

年度 防犯設備整備費補助金交付申請書

年度において防犯カメラを設置 [新設 更新 移設] したいので、豊田市防犯設備整備費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金交付申請額等

新設	設置費用	金	円
	補助対象経費	金	円
	交付申請額 (4/5)	金	, 000円
	自己負担額	金	円
更新 ・ 移設	設置費用	金	円
	補助対象経費	金	円
	交付申請額 (1/2)	金	, 000円
	自己負担額	金	円
交付申請額 合計		金	, 000円

※交付申請額は千円未満切り捨て

2 申請する防犯カメラの台数

新 設	更 新	移 設
台	台	台

3 設置場所及び申請内容

設置場所（所在地又は施設名）	申請内容
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 移設
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 移設
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 移設
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 移設
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 移設
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 移設
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 移設
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 移設

豊田市防犯設備整備費補助金交付要綱第4条第2項各号のいずれにも該当
しません。

※記入上の注意 のところは、該当するものにレ印を付してください。

添付書類

- 1 防犯カメラの設置に要する費用に係る見積書（2者以上）
- 2 防犯カメラ機器の概要（カタログ等）
- 3 防犯カメラの設置場所及び設置している旨の表示場所が確認できる図面
- 4 防犯カメラを設置する場所の現況写真
- 5 更新又は移設を予定している機器の現況写真（更新又は移設の場合）
- 6 防犯カメラを設置することについての関係者の同意が確認できる書類
- 7 設置運用基準
- 8 その他市長が必要と認める書類

豊 発第 号
年 月 日

様

豊田市長

印

年度 防犯設備整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました 年度 防犯設備整備費補助金
につきまして、豊田市防犯設備整備費補助金交付要綱第9条第1項の規定により次のとおり
交付することを決定しましたので、通知します。

補助金の額	金 , 000円
交付の条件	

豊田市長 様

〒 -

(申請者) 所在地

団体名

代表者名

電話番号 () -

年度 防犯設備整備費補助金変更承認申請書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定のありました 年度
防犯設備整備費補助金につきまして、次のとおり申請内容を変更したいので、豊田市防犯
設備整備費補助金交付要綱第11条第1項の規定により承認されたく申請します。

- 1 補助金交付申請額 (変更前) 金 _____ , 000円
(変更後) 金 _____ , 000円

2 防犯カメラの台数

		新 設	更 新	移 設
台 数	変更前	台	台	台
	変更後	台	台	台

3 変更の内容等

変更の内容	
変更の理由	

4 変更後の設置場所及び申請内容

設置場所（所在地又は施設名）	申請内容
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 移設
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 移設
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 移設
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 移設
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 移設
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 移設
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 移設
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 移設

※記入上の注意 のところは、該当するものにレ印を付してください。

豊 発第 号
年 月 日

様

豊田市長

印

年度 防犯設備整備費補助金変更決定通知書

年 月 日付け豊 発第 号で通知しました 年度 防犯
設備整備費補助金の交付決定につきまして、豊田市防犯設備整備費補助金交付要綱第11条
第2項の規定により次のとおり変更しますので、同要綱第12条の規定により通知します。

- 1 交付決定額 (変更前) 金 _____ , 000円
(変更後) 金 _____ , 000円

2 防犯カメラの台数

新 設	更 新	移 設
台	台	台

3 決定の内容等

決定の内容	
交付の条件	

年 月 日

豊田市長 様

〒 -

(申請者) 所在地

団体名

代表者名

電話番号 () -

年度 防犯設備整備費補助金実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定のありました 年度
防犯設備整備費補助金に係る防犯カメラの設置を完了（廃止 中止）しましたので、豊
田市防犯設備整備費補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり報告します。

設置を完了等した日	年 月 日
事業の実績	
事業の効果	
廃止又は中止の理由	

※ 記入上の注意 のところは、該当するものにレ印を付してください。

添付書類

- 1 防犯カメラの設置に係る領収書の写し及びその他設置費用を支払ったことがわかるものの写し
- 2 設置した防犯カメラ及び設置している旨の表示の現況写真
- 3 設置した防犯カメラにより撮影された画像の一部又はその写し
- 4 その他市長が必要と認める書類

豊 発第 号
年 月 日

様

豊田市長

印

年度 防犯設備整備費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 年度 防犯設備整備費補助金
につきまして、豊田市防犯設備整備費補助金交付要綱第14条第1項の規定により次のとおり補助金の額を確定しましたので、通知します。

補助金確定額	金 , 000円
--------	----------

備考

- 1 この通知を受け取った後は、速やかに所定の請求書を提出してください。
- 2 申請者と振込先口座の名義人が異なる場合は、委任状が必要です。

請 求 書				年度	決定区分	A	B	C	D	E	F	G	H											
豊田市長 様		合計	枚	円	伝票番号	-		-																
(課 扱) 年 月 日					課コード																			
<table border="1"> <tr> <td>金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> </table> 事業名 防犯設備整備費補助金					金額												円	請求番号						
					金額												円							
					下記口座へ振込ください。																			
					金融機関名(支店名まで記入してください)																			
					口座番号 普・当 NO																			
上記のとおり請求します。					口座名(名義人) ※フリガナをつけてください																			
郵便番号 - (電話 -)																								
住 所																								
氏 名																								
(団体名及び代表者名と印鑑)					年 月 日																			
連絡事項					A	B	C	D	検収者					印										

太枠内のみ記入してください

検算者 印

【申請者と振込先口座の名義人が異なる場合は、下記の委任状に必要事項を記入してください。】

委 任 状

年 月 日

豊 田 市 長 様
(豊田市会計管理者)

(申請者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(団体の所在地、名称及び代表者氏名)

年 月 日付けで交付決定のありました 年度 防犯設備整備費補助金につきましては、下記の口座名義人に受取を委任しましたので、振込先を下記の口座にしてください。

記

金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 信用金庫	<input type="checkbox"/> 支 店 <input type="checkbox"/> 出張所
口 座 番 号	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 : _____	
フリガナ 口座名義人	_____	